

山手皮フ科クリニック『保険診療での医師施術 予約・キャンセル規約』

第1条(予約)

1. 『保険診療または自費診療での医師の施術』は予約制の内容と予約なしで行う内容とがあります。
2. 『保険診療または自費診療で予約が必要な医師施術』と『看護師施術』のご予約は翌月末日までの間に1名様あたりそれぞれ1件ずつお取りいただけます。※例) 3/1時点の予約可能日は4/30まで
3. 『保険診療または自費診療で予約が必要な医師施術』と『看護師施術』のご予約は同じ日にお取りすることができません。

第2条(予約時間と施術開始時間)

1. 予約時間(来院時間)

予約時間とは来院時間のことです。『予約が必要な医師施術』の来院時間は、内容ごとに定めております。

2. 施術開始時間

実際に医師が施術を開始する予定の時間です。『予約が必要な医師施術』では、当日の診療状況により開始時間が5~30分程度前後する場合がございます。

第3条(予約の変更・キャンセル)

理由の如何を問わず、一度お取りになられた『保険診療での医師施術』のご予約の変更およびキャンセルはいたしかねます。

第4条(遅刻、前日・当日キャンセル、無断キャンセルへの対応)

1. 遅刻

-1. 『予約時間に遅れてのご来院』および『来院時間を過ぎてのご来院により他の患者様への診療および職員の就労時間に影響が及ぶ場合』は、当日キャンセルとなります。

-2. 長時間(1時間以上)にわたる公共交通機関の運転見合わせによる遅刻の場合は、当日キャンセルにはなりません。必ず来院時間前にご連絡をお願いいたします。公共交通機関の遅延による遅刻であっても事前のご連絡が無い場合は当日キャンセルとなります。次回ご来院時に公共交通機関発行の遅延証明書(1時間以上の遅延が証明出来るもの)をご提出いただけます。

2. キャンセル

一度お取りになられたご予約のキャンセルをなさいますと、以後予約制限(同条4.を参照)がかかります。予約制限により、治療が行えなかった場合において、これまでの診療に要した費用の返金はいたしかねます。

3. 無断キャンセル

無断キャンセルとは、予約日当日に事前のご連絡がなく且つ当院からの連絡に対して予約日当日に不通のことをいいます。理由の如何を問わず、無断キャンセルをなさった場合、以後当院での保険診療を除く全ての治療をお断りいたします。また、以後予約制限がかかります。

4. 予約制限

予約制限対象の患者様のご予約は、治療希望日の当日または前日に限り予約の受付をいたします。

第5条(当規約に該当する施術内容)

『広範囲の血管腫』および『広範囲の真皮メラノーシス』のレーザー治療

第6条(規約制定の経緯と院長豊福からのお願い)

1. 長年の経験として、「治療をお受けになる患者様の心理状態は治療効果に直結する」と確信しております。また、「治療を実施する医師や看護師の心理状態は医療行為の遂行に影響する」と考えております。
2. 以前、当院では予約で行う自費診療の患者様が遅刻をなさっても、なるべく実施するようにしておりました。当然、遅刻された患者様の後にご予約をされている患者様のご案内時間が遅れることがありました。予約時間通りのご案内できないことで患者様がお怒りになることもありました。
3. 無断キャンセル、前日・当日キャンセル、遅刻をする患者様は必ず繰り返します。無断キャンセル、前日・当日キャンセル、遅刻をする患者様を、以後お断りしているからこそ、急な予約のキャンセルがクリニック経営に影響することなく、継続して適正価格での施術をご提供できていると考えております。
4. 自由診療には商業的な側面があり、患者様におかれましても自由診療の提供側にご自身のご希望をなるべく叶えてほしいとお考えになることは当然のことだと思います。それでも、私が行う治療は人の皮膚に激しく損傷を与えたり、注射を行ったりして外観を変化させる行為です。患者様のご期待・ご要望のままに実施できるものではないことをご承知ください。
5. 当規約の制定に際しては、法律の専門家に相談し内容を定めております。
6. 以上のことをご理解いただいた上で、当院での施術をお受けいただきたくお願い申し上げます。

以上